

<昭和52年>

10/10
No. 372発行・東京都豊島区
編集・企画部広報課
豊島区東池袋1-18-1
☎ 170 ☎ 981-1111

10月の安定期

12日(水) 烏 肉
 13日(木) 青 果
 14日(金) 魚
 15日(土) 肉

広報

しま

別表1

第一種住居専用地域	低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域	対象区域
第二種住居専用地域	中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域	
住居地域	主として住居の環境を保護するため定める地域	
近隣商業地域	近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行なうことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域	
準工業地域	主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域	対象区域外
商業地域	主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域	
工業地域	主として工業の利便を増進するため定める地域	
工業専用地域	工業の利便を増進するため定める地域	

別表2 規制値一覧

用途地域	規制される建築物	種別	規制される日影時間		測定水平面
			規制される範囲 (敷地境界線からの水平距離)	測定水平面	
第1種住居専用地域	軒高が7mを超える建築物または地上3階以上の建築物	a (-)	3時間以上	2時間以上	1.5 m
		b (-)	4時間以上	2.5時間以上	
		c (-)	5時間以上	3時間以上	
第2種住居専用地域	高さが10mを超える建築物	d (-)	3時間以上	2時間以上	4 m
		e (-)	4時間以上	2.5時間以上	
		f (-)	5時間以上	3時間以上	
住居地域 近隣商業地域 準工業地域	高さが10mを超える建築物	e (-)	4時間以上	2.5時間以上	4 m
		f (-)	5時間以上	3時間以上	

※規制される日影は、冬至における真太陽時の午前8時から午後4時までの間に生ずる日影 a b c -----は実質的な規制種別を表し、+(-)は基準準法上の分類を表す

別表3 指定標準一覧

用途地域	容積率	高度地区	原則		規制値
			区域	条件	
第一種 住居専用地域	5.0%	第一種植			a (-)
	6.0				b (-)
	8.0				
	1.00				d (-)
	1.50				d (-)
第二種 住居専用地域	1.00	第二種 第三種			e (-)
	1.50				e (-)
	2.00				e (-)
					d (-)
			総面積5m以下の道路に接する敷地が80%以上		d (-)
住居地域	3.00	第二種 第三種 指定なし	上記以外		e (-)
					e (-)
					f (-)
					f (-)
	2.00				e (-)
近隣商業地域	3.00	第一種 第二種 第三種 指定なし			e (-)
	4.00				e (-)
					f (-)
	2.00				f (-)
	3.00				f (-)
準工業地域	4.00	第一種 第二種 第三種 指定なし			f (-)
					f (-)
					f (-)
	2.00				e (-)
	3.00				e (-)
	4.00				f (-)
					f (-)
					f (-)
					f (-)
					f (-)

〔注〕地区的状況によって規制を強化したり緩和したりすることも可能である。

『広報しま』8月10日号でもお知らせしましたように、マンションなど中高層建築物によって生じる日照・生活環境の悪化と日影規制を行うことになりました。この規制は、中高層建築物の日影を一定基準のもとに規制し、日照を確保しようとするもので、都条例は、地元の皆さんの意見を十分反映させるかたちで制定されました。そこで今回は、日影規制の内容・方法などについてお知らせします。

日影規制について

大切な日照確保

日照は、日常生活において欠くことのできない大切な条件の一つです。特に日本では、大きな窓や縁側を通して部屋の中まで日が当たることを前提として、長い間暮らしてきました。日照が確保されることは、青空が大きくなることであります。これが東京はその影響を強く受けました。

産業が都市に集中し、とりわけ東京はその影響を強く受けました。この基準は、中高層建築物によって生じる日影を規制するという形で行われ、結果的に日照を確保しようとするものであります。その規制の方法として、規制の対象となる建築物が周辺に及ぼす日影の時間内に一定限度以内に規制される時間内に規制が行われるというところに特徴があります。そ

の時間内を、一定限度以内に規制される時間内に規制が行われるというところに特徴があります。そ

の時間内を、一定限度以内に規制が行われるというところに特徴があります。そ

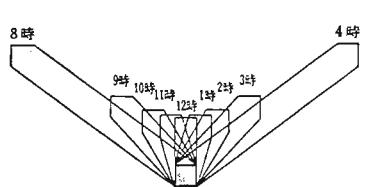
の時間内を、一定限度以内に規制が行われるというところに特徴があります。そ

の時間内を、一定限度以内に規制が行われるというところに特徴があります。そ

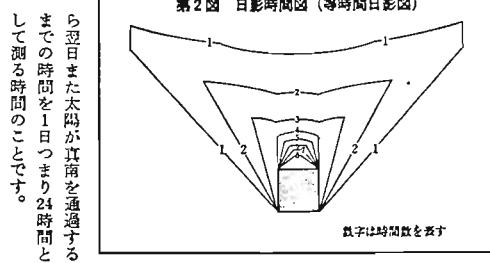
の時間が、1日つまり24時間と測定する時間のことです。測定水面は、第一種居住専用地域では軒の高さが7メートルを超える建築物、または地階を除いて地上が3階以上になる建築物であり、その他の4つの用途地域では高さが10メートルを超える建築物であり、中高層の建築物に限定されています。

測定水面は、第一種居住専用地域では地上1.5メートルの水平面、その他の4つの用途地域では地上4メートルの水平面の位置で測定されます。これは、それぞれ1階と2階の窓を想定して決めたものです。

〔第1図 日影図(時刻別日影図)〕



第1図 日影図(時刻別日影図)



第2図 日影時間図(等時間日影図)

数字は時間数を表す

来年6月を目途に都条例を制定

日照を守るために日影を規制

仲介あつせんに努めて参りましたが、おのづから限度もあり、都市行政における重要な課題となっています。

〔2〕建築基準法による日影規制

昨年の11月15日に公布されました建築基準法の改正は、今年の11月1日から施行されますが、その改正法の中で、日照を守るために基準が新たに追加されました。

この基準は、中高層建築物によつて生じる日影を規制するという形で行われ、結果的に日照を確保しようとするものであります。それを区分けして示したものが、場所によって、一日中日影になる所や1時間だけ日影になる所もあり、影になる状態は異なります。これを区分けして示したものが日影時間図(等時間日影図)となる。太陽は、朝、東から昇り、時間とともにだんだん南の空高く昇ります。その影の長さも、朝早くや夕方遅くには長くなり、正午ころに最も短くなります。

時刻別に建築物の影をまとめて描いたものを日影図(時刻別日影図)といいます。〔第1図〕影はどんどん移動していくが、場所によって、一日中日影になる所や1時間だけ日影になる所もあり、影になる状態は異なります。これを区分けして示したものが日影時間図(等時間日影図)となる。太陽は、朝、東から昇り、時間とともにだんだん南の空高く昇ります。その影の長さも、朝早くや夕方遅くには長くなり、正午ころに最も短くなります。

時刻別に建築物の影をまとめて描いたものを日影図(時刻別日影図)といいます。〔第1図〕影はどんどん移動していくが、場所によって、一日中日影になる所や1時間だけ日影になる所があり、影になる状態は異なります。これを区分けして示したものが日影時間図(等時間日影図)となる。太陽は、朝、東から昇り、時間とともにだんだん南の空高く昇ります。その影の長さも、朝早くや夕方遅くには長くなり、正午ころに最も短くなります。

駐車場は11月30日まで使用できませんので、車でのご来店はご遠慮ください

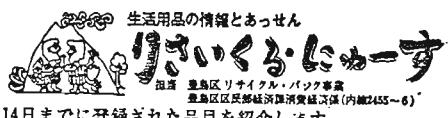
今日は体育の日です

健康はスポーツで

第372号

(3) 昭和52年10月10日

広報とししま



9月14日までに登録された品目を紹介します。

内 容		譲ります・交換します	譲って下さい
(1)衣類(衣身具を含む)		紳士服(多款), 婦人服, 和服, 雪, 大型旅行ケース, 江戸横と等	スカート
(2)ベビー・子ども用品(玩具・学用器具を含む)		ベビー服, 女児衣服, 子ども服, 乳母車, ベビーベット, ベビーラック, 木馬, ピニールブルー, 歩行器, ベビーア用カヤ, ボックリ, 三輪車, 子ども用自転車, 黒板(大型), リコママイティーチャー, 野球ユニホーム(上・下小学校5~6年生用)	小学校児用衣服, 女児用衣服, 乳母車, ベビーバギー(5台), 木馬, 三輪車, 幼児子ども用自転車(5台), 男児七五三服(5才)
(3)教具・娛樂品(音楽・文房具を含む)		ボーリングセット, エレキギター, ジュケボックス, 柔道着, ブルーウォーカー, 百科辞典(図説・学習用), 文学全集, 英語教科書(テープ), 手動(ハガキ・名刺), 印刷機, スチオ・ビデオ機, 8mm映写機	大漢典辞典, 和文タイブライター, テレビ, オルガン, ギター, カセット・テープレコーダー, ステレオ, バイオリン, 琴, 写真現像機
(4)家庭用電気機器		クリーンヒーター, ガストーブ, 加湿器, 除湿器, ウィンドファン, 洗濯機, 自動皿洗機, ヨーグルト器, 足踏式ミシン, 缶み機, 冷蔵庫, ガスオーブン, 冷氣扇, 吊扇機, パネルヒーター	冷蔵庫(小型・中型), 電子レンジ, ガス台, 除湿機(3台), レジスター, 留宿番電話, 電風扇, ジューサー, 洗濯機, ミシン, ガスストーブ, ウィンドファン, 脱水機
(5)家具・食器類		洋服ダンス, ベッド(ダブル・セシ), 二段ベッド, ベットカバー, 床入用ベッド, 簡易車椅子, ワゴン, ポリバス, 木製浴槽, サニーパス, ガスバーナー, 非常にしづか, 鍋戸, カヤ, 小犬屋, 布団一式, 座布団, ふろい, 盆(カレーセット), 大工道具(5つ)等	洋服ダンス, シングルベッド, カーベット, 本壇, 机と棚, カーテン(冬物), カヤ, テーブルセッテ(ダイニング用), 壁面板
(6)車両(自転車を中心)		リヤカー, パイク	サイクリング車(2台), 普通自転車, 婦人用自転車
(7)そ の 他		チャーミングマシン, 室内美容自転車, ホームベルタン, 美容器, 指圧器, スタイラー	スタイラー(2台)

右記のもので、不用となつていては、不用品といつても、つまに誰かが使います。エチケットを守りましょう。

☆季節に関係ある生活用品は早めに承ります。

に登録しましょう。

☆汚れやキズは修理して。

☆価格の目やすを考えて。

☆お隣りの方にも紹介しましょう。

に登録しましょう。

◇不用品交換についてのお願い

お問い合わせは

池袋保健所 987-4171

長崎保健所 950-7121

◇登録時間

午後1時半~4時

◇登録料

無料

◇登録料

40名(申込順)

◇登録料

○登録料

